

社会貢献活動促進事業業務委託に係る 委託候補者選定の手順及び審査の基準

1 選定の手順

(1) 審査委員による企画提案の審査

○各項目の得点（審査委員の評価点に係数を乗じて得た得点）を合計したものを審査点とする。

(2) 委託候補者の選定

○各審査委員の審査点を合計して総合点を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。

○ただし、次のいずれかに該当する企画提案者は順位にかかわらず委託候補者としない。

・審査委員の2名以上が評価点1点（配点10点の項目は2点）未満とした審査項目が1つ以上ある場合

・審査委員の3名以上が審査点を50点未満とした場合

○総合点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

2 審査基準

区分		評価項目	配 点
1	実施計画や事業実施能力・体制 (30)	① 県が示した目的と応募団体が提案した運営方針とが合致しているか。	5
		② 事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制が整っているか。	10
		⑨ 同種業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	10
		③ 情報管理に関して、個人情報保護や情報漏洩に対する対策等、組織として適切な取組がとられているか。	5
2	常設電話相談業務 (20)	④ 人員体制配置予定者の専門性は十分か。	10
		⑤ 実施体制が具体的に明示され、業務を円滑に進められる体制であるか。	10
3	専門家対面相談業務 (10)	⑥ 専門の相談員が適切に配置できる計画となっているか。	10
4	社会貢献活動セミナー業務 (20)	⑦ 各テーマの目的に沿った事業内容となっているか。	10
		⑧ 効果が期待できる企画となっているか（回数、時間、受講者数、実現性の効果など）	10
5	事業周知・参加者募集 (10)	⑪ 県民、企業等への事業周知方法は具体的であり、効果的なものか。	10
6	積極性 (5)	⑩ 仕様書に記載されている内容以外に、業務の推進、目的達成のために必要とみとめられる提案がなされているが。	5
7	価格点 (5)	⑪ 5点×参加者中の最低見積額／参加者の見積額 ※小数点以下第1位を四捨五入	5
合計			100

各評価項目の評価点は次を目安に評価する。

	< 5点満点 >	< 10点満点 >
・非常に優れている／非常に期待できる	5点	10～9点
・優れている／期待できる	4点	8～7点
・委託先として望ましい水準	3点	6～5点
・やや劣る／あまり期待できない	2点	4～3点
・要求水準を明らかに満たしていない	1点	2～1点
・提案がなされていない	0点	0点